

「1. 対象設備」と「2. 対象とする自然災害」との関係

		南海トラフ巨大地震		首都直下地震(*3)		その他の強震動	集中豪雨	大規模地滑り	暴風	火山噴火	太陽フレアによる磁気嵐
		地震(*1)	津波(*2)	地震	津波						
火力発電設備		○	○	○	○					○(*4)	
水力発電設備	ダム(個別評価)	○		○		○	○	○			
	水路等						○	○			
基幹送電設備(17万V以上)		○	○	○	○		○		○	○	
基幹変電設備(17万V以上)		○	○	○	○					○	○

※サイバー攻撃については、必要に応じ、別途検討する。

※津波による水力発電設備(ダムを含む)への影響は、海岸部の発電所建屋や海に放流する水路等に限られ、海岸部の水力発電設備の発電能力は最大でも5,800kW(試験設備を除く)と小規模であることから、津波による被害が生じて、人命への影響はなく、電力供給への影響は限られる。以上から、南海トラフ巨大地震、首都直下地震の津波は検討項目としない。

(*1): 中央防災会議の想定地震動5ケースのうち、評価条件等が明らかになっており最も過酷な被害となると想定されるケースを用いること。なお、自治体において中央防災会議の想定をベースに独自の被害想定を公表している場合は、それを活用することができる。

(*2): 中央防災会議の想定津波11ケースのうち、評価条件等が明らかになっており最も過酷な被害となると想定されるケースを用いること。なお、自治体において中央防災会議の想定をベースに独自の被害想定を公表している場合は、それを活用することができる。

(*3): 中央防災会議の検討モデルのうち、首都直下のM7クラスの地震(19ケース)及び大正関東地震タイプの地震のうち、評価条件等が明らかになっており最も過酷な被害となると想定されるケースを用いること。

(*4): 降灰による吸気フィルターの被害を対象とする。